

第 14 章 経済産業省のデジタル・トランスフォーメーション	86
1. デジタル・ガバメントについての政府方針	86
2. 行政手続のオンライン化の推進	86
3. データを活用した政策立案の促進	87

第 14 章 経済産業省のデジタル・トランスフォーメーション

1. デジタル・ガバメントについての政府方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル・ガバメントの実現はより一層急務となっている。デジタル化施策を推進し、具体的なデジタル実装の成果を上げるためには、デジタル化について、単なる手段として捉えるのではなく、困難は伴うが、制度や業務そのものの改革（トランスフォーメーション）を伴いながら進める必要があり、政府においては、デジタル化と同時にガバナンスの改革も進めていく必要がある。こうした中で、デジタル庁が中心となり、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携した社会全体のデジタル化を政府全体で進めてきた。2022 年 6 月には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び官民データ活用推進基本法に基づいてデジタル社会の実現に向けた取組の全体像について示す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が改定、閣議決定された。これに基づき、各府省庁は構造改革や個別の施策に取り組み、社会全体でデジタル社会の実現に向けた取組が進められることとなっている。

経済産業省においても、2022 年 7 月に、従前の局をまたがったデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進体制から、デジタル統括責任者（大臣官房長）を長とし、経済産業省 PMO（Portfolio Management Office）として業務改革課、情報システム室及びデジタル・トランスフォーメーション室（DX室）の大臣官房 3 課室が各々の機能に従い企画・調整を行うよう、体制を強化した。大臣官房 3 課室が推進の中心となり、組織全体の業務や体制、政策課題を勘案した DX を進めることで、システム整備にとどまらず、継続的かつ効果的なシステム運用を確保するとともに、デジタル化等を通じて手作業を極力減らし適切なデータ整理や管理を図った上で、データ利活用により、行政事務の効率化やサービスの高付加価値化を実現することを目指した取組を進めていく。

2022 年 10 月には、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、従来取り組んできたフロント・バックオフィスの改革にとどまらず、政策の質的向上を図るために官民データを使いこなせる「データ駆動型行政組織」への転換を目指す方針等を取りまとめた。具体的には、サービス改革と業務改革、データ利活用環境整備、ガバナ

ンスの強化を通じて進めていく。こうした方針も踏まえ、経済産業省においては、デジタル化三原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）の考えの下、行政手続のデジタル化のための共通機能の整備、経済産業省の行政手続のデジタル化、法人情報の利活用の推進、データ活用のための情報共有基盤の整備等、デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を行っているところである。

2. 行政手続のオンライン化の推進

近年では、社会の様々な場面でデジタル技術が活用され、あらゆる産業においてデジタル・ディスラプションと言われる破壊的イノベーションによる産業構造の変革が起き始めている。デジタル化の対応は官民双方にとって不可避であり、ビジネスモデルの変革や社会課題の解決を実現する DX が求められている。

経済産業省では、規制改革実施計画等に基づき、行政手続のオンライン化を進めてきた。オンライン化の推進に当たっては、年間手続件数が多くかつ業務フローが複雑な行政手続は、ユーザーや手続の特性に応じて必要な作りこみを行える専用システムの開発・運用を進めている。具体的には、年間約 25 万件ある産業保安・製品安全法令関係の許認可等申請手続を対象とした、受付から施行までを一貫して行えるシステムである「保安ネット」については、今後さらなる利便性の向上と電子化対象手続の拡大を目指すべく、システム更改に向けた検討を現在実施している。中小企業関係手続についても、各種申請手続のオンライン化を進めているほか、中小企業・小規模事業者が、支援施策に関する最新情報を様々な条件で検索でき、申請手続までワンストップでアクセスできるポータルサイト「ミラサポ plus」の利用を開始している。

一方、比較的申請件数が少ない手続については、オンライン化推進のためにローコードツールを活用したオンライン手続プラットフォーム「G ビズフォーム」により、機動的・効率的にシステムの開発・運用を進めていく。2022 年度には、工業用水道事業法や産業標準化法に基づく手続等、240 の手続について G ビズフォームを用いてオンライン化した。また、大臣官房 DX 室と関係課室において国の法令等に基づいて地方公共団体等が実施する行政手続（自治事務）のオンライン化に向けた調査に取り組んだ。

経済産業省では、これらの取組を通じて、2025年までに国民・民間事業者等から行政機関への申請等手続のオンライン化率100%の達成を目指す。

3. データを活用した政策立案の促進

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、2015年10月、すべての国内の法人に対して法人番号が付番された。法人番号は、個人番号のように利用範囲が規定されていない上、法人番号、法人名及び本社所在地の3項目が機械で判別可能な形式でデータ提供されている。行政機関が保有する法人活動情報についても、法人番号とひも付けたオープンデータとして提供するものが増えると考えられ、ビッグデータや官民連携を含め、活用範囲の飛躍的な拡大が期待されている。

このような中、経済産業省では、2017年1月に、「法人インフォメーション（2020年3月に「Gビズインフォ」に改称）」の運用を開始し、各省庁の保有する補助金情報、調達情報、表彰情報、届出・認定情報等といった法人活動情報を法人番号にひも付けて、各法人の活動情報を検索・閲覧、またデータ取得できるようにしている。本システムでは、集約した情報を機械可読に適した形式でデータを整理し、これらをOpenAPIに準拠した情報提供用APIなどを介して外部システムから自動取得することを可能としているが、これらの機能を通じて、取引先等の情報収集や新規取引先の開拓、民間が保有するデータと組み合わせたサービス等への活用等、法人情報の利活用による民間事業者における生産性向上や新規ビジネス創出等の推進を行っている。

また、データ駆動型行政を実現するためには、経済産業省が作成・取得する様々なデータ等を活用するための基盤の構築を一層進めていく必要がある。2022年度には、定期的実施している経済指標のモニタリング関連の作業効率化のため、インターネット上に掲載されている各種データリソースを自動的に収集、加工、可視化する仕組みの構築に取り組んだ。こうした取組を通じ、データの利活用を促進すると共に、これまで職員が担ってきたデータ収集・可視化に関する作業負担を軽減し、分析作業に注力できる環境の整備を行った。